

令和8年度（令和7年度からの繰越分）

青森県外国人介護人材獲得強化事業費補助金

外国人介護人材の確保に向けた海外現地での取組支援

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課

事業目的と補助対象要件

事業の目的

県内の介護事業所等における外国人介護人材の確保を強力に推進するため、海外現地での働きかけや現地学校等との連携強化など、人材確保に資する取組を行う事業所等に対して経費の一部を補助します。

補助対象事業所及び補助対象者

【補助対象事業所】

青森県内に所在する外国人介護人材を受け入れる（受入予定含む）以下の施設：

- ・ 介護保険法上の指定を受けた施設・事業所
- ・ 介護福祉士養成施設

【補助対象者】

上記事業所等を運営する法人等

補助対象となる取組内容

(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うために実施する、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等

【必須取組 (※いずれか)】

(2) 海外現地の学校等との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に実施する、現地学校・送り出し機関との関係構築・連携強化のための訪問活動、宣材ツールの作成等

【必須取組 (※いずれか)】

(3) 海外現地での説明会等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するために実施する、現地での説明会開催、求人募集、青森の介護PR、施設情報等の広報活動、宣材ツールの作成等

(4) その他現地取組

その他海外現地における外国人介護人材確保のため県が必要と認める取組

補助基準額と補助金の額

50万円

補助基準額（上限） / 1補助対象者あたり

補助金の額の算定方法

以下のいずれか**最も低い額**を上限として補助金を交付します。

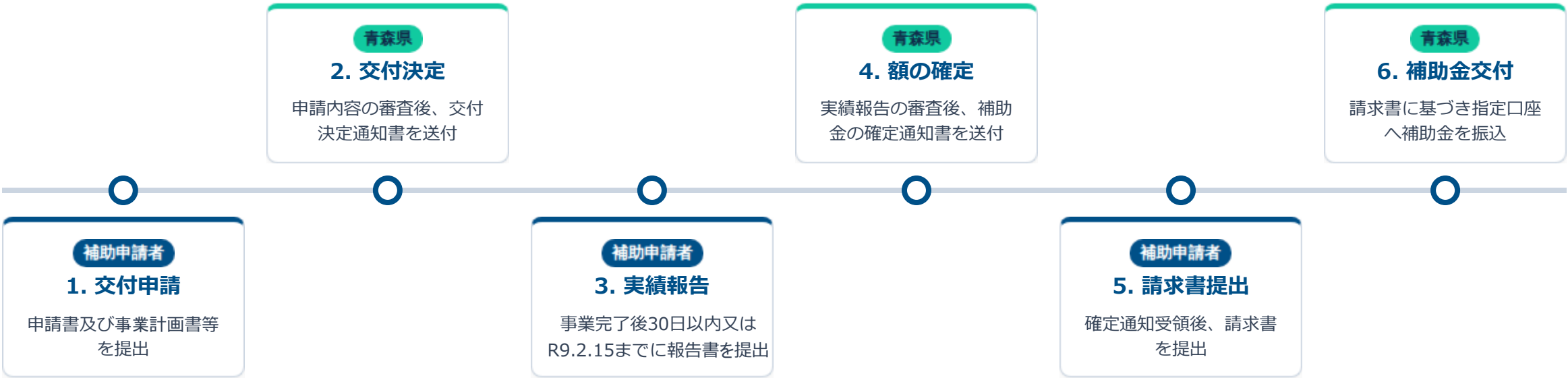
1. 総事業費から寄附金その他の収入を控除した額
2. 補助対象経費の実支出額
3. 補助基準額（500,000円）

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

補助対象経費の範囲・対象外経費

費目区分	主な補助対象経費の内容
報償費	現地での通訳者や説明会講師等への謝金
旅費	海外現地等での活動に係る職員の渡航費、宿泊費、現地交通費
需用費	外国人材確保に向けたパンフレット、募集要項等の作成に係る印刷製本費、消耗品
役務費	現地での求人広告、通信費、保険料、通訳料
使用料及び賃借料	現地説明会等の会場使用料、機材レンタル料
委託料	法人等に対する翻訳、通訳、会場運営その他補助的業務
対象外経費	・ 職業紹介事業者に支払う手数料 ・ 単価30万円以上の備品購入費 ・ 観光目的の経費 等

補助金交付の手続きフロー



交付申請書の提出と必要書類

提出期限

令和8年10月16日（金）必着

※下記提出先まで、郵送

主な添付書類

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 所要額調書（別紙1）及び 事業計画書（別紙2）
- ・ 行程表及び見積書（経費がわかるもの）等の写し
- ・ 当該事業に関する収支予算（見込）書抄本
- ・ 振込先の通帳の写し（口座番号・口座名義人・支店名がわかる部分）

提出先

〒030-0822

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階

青森県老人福祉協会内

あおもり国際介護人材センター

実績報告書の提出と必要書類

提出期限

事業完了の日から起算して**30日を経過した日**、または**令和9年2月15日**のいずれか早い期日までに提出が必要です。

既に事業が完了している事業所は、交付決定後、速やかに提出してください。

主な添付書類

- ・実績報告書（第8号様式）
- ・精算書（別紙1）及び 実績報告書（別紙2）
- ・領収書又は支払が確認できる書類等の写し
- ・実施内容がわかる書類（行程表、実施報告書、調査結果、説明会資料、写真等）
- ・当該事業に関する収支決算（見込）書抄本

提出先

〒030-0822

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階

青森県老人福祉協会内

あおもり国際介護人材センター

お問い合わせ・相談窓口

申請に関するご相談・書類の記入方法は下記までお問い合わせください

あおもり国際介護人材センター(青森県老人福祉協会)

〒030-0822

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階

電話番号 017-752-6230

FAX番号 017-731-3755

※詳細につきましては青森県のホームページでご確認ください